

平成25年7月25日
第27回食料・農業・農村政策審議会 資料

我が国の食料・農業・農村をめぐる事情

(抜粋)

平成25年7月

農林水産省

目次

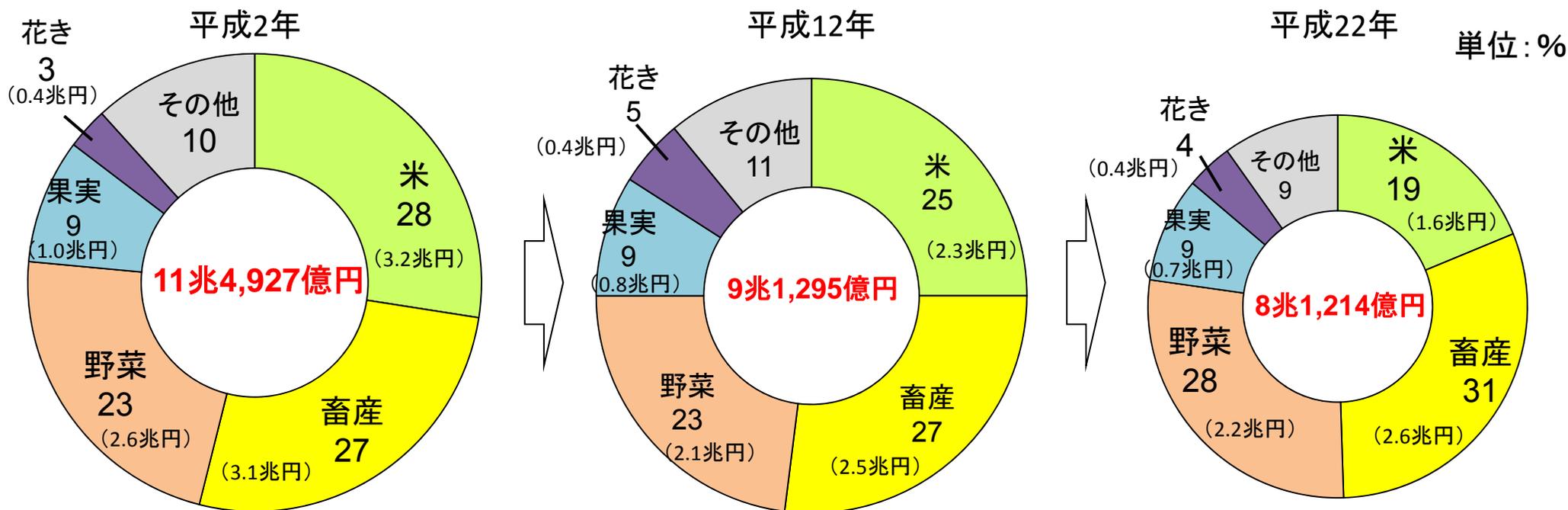
I 我が国の食料・農業・農村をめぐる事情 1
(1) 国内の状況 1
(2) 世界の状況 13(省略)
II 今後の農業政策の展開方向(攻めの農林水産業) 21 (一部省略)
① 生産現場の強化 25
② 需要フロンティアの拡大 28
③ バリューチェーンの構築 32
[参考] これまでの農政の歩み等 39 (一部省略)

I 我が国の食料・農業・農村をめぐる事情

(1) 国内の状況

農業総産出額の品目別割合の推移

農業総産出額はこの20年で3兆円減少。内訳をみると、米の割合が低下する一方で畜産と野菜の割合が増加している。



(参考) 国内消費仕向量の推移

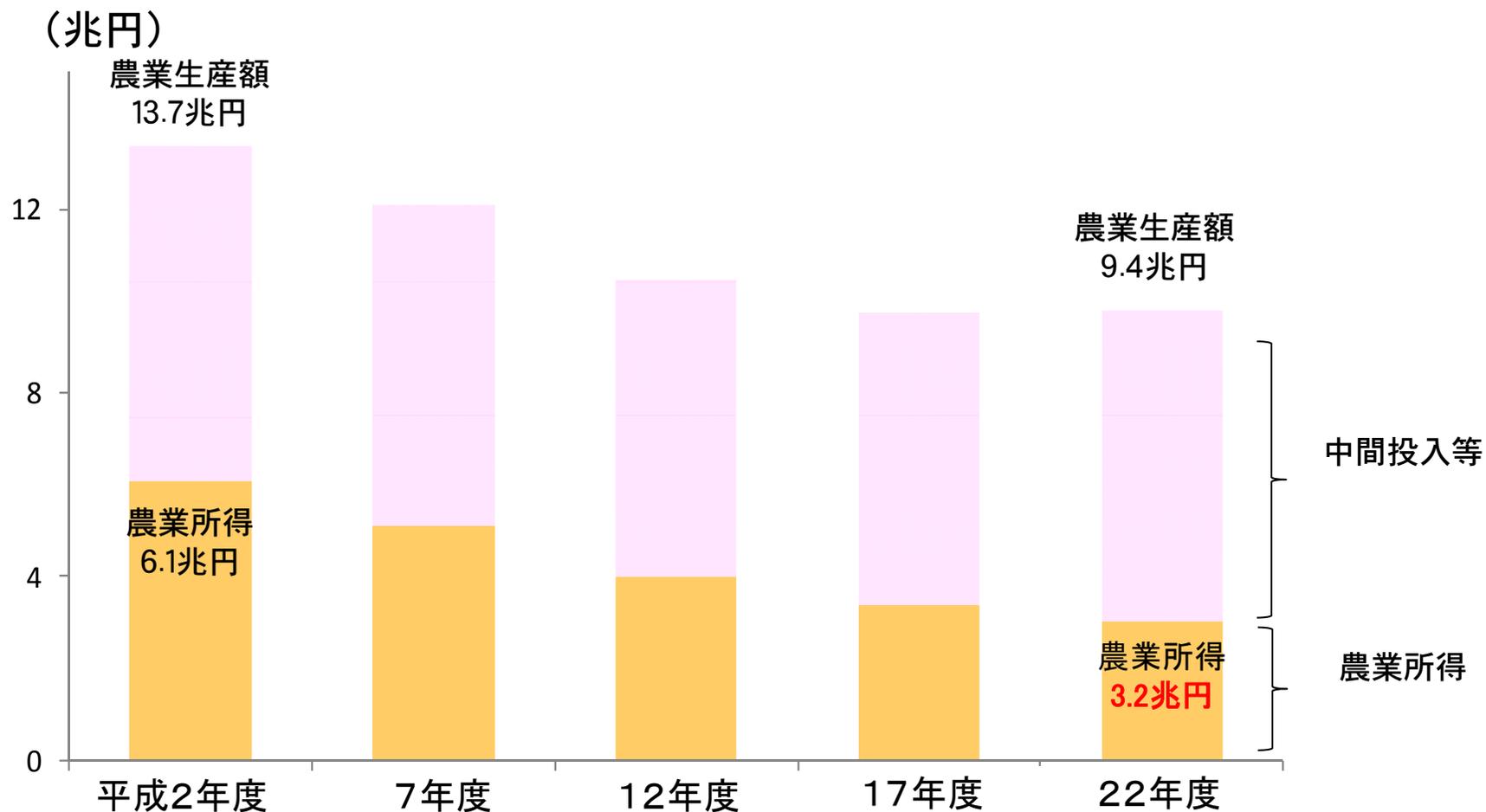
米(主食用)	955万t	米(主食用)	905万t	米(主食用)	841万t
肉類(鯨肉を除く)	500万t	肉類(鯨肉を除く)	568万t	肉類(鯨肉を除く)	577万t
野菜類	1,739万t	野菜類	1,683万t	野菜類	1,451万t

(資料) 円グラフ：農林水産省「平成22年 生産農業所得統計」、国内消費仕向量：農林水産省「食料需給表」

農業総産出額：品目別生産数量×品目別農家庭先販売価格であり、品目別生産数量は、収穫量から再び農業へ投入された種子、飼料等の数量を控除した数量。品目別農家庭先販売価格は、農産物の販売数量に応じて支払われた各種奨励補助金等を当該農産物の販売価額の一部とみなし加えた価格。

農業生産額・農業所得

○ 平成2年度に比べ、農業生産額は約7割に、農業所得は半減。



資料:農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

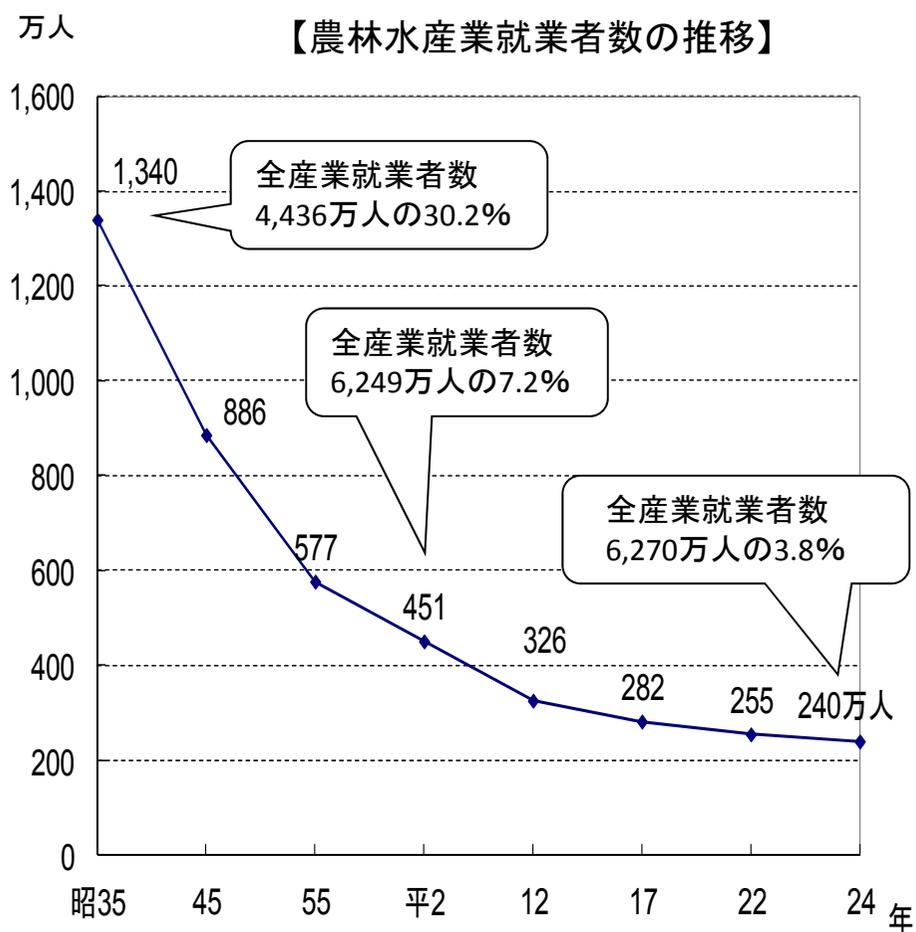
農業生産額:農業生産活動の結果得られた生産物を農家庭先価格で評価した額及び農業サービスの売上高等の合計(中間生産物(種苗、飼料作物等)を含む。)

中間投入:農業生産に投入された財・サービスの費用(種苗(畜産動物の種付け料及びもと畜費を含む。)、肥料、飼料等の諸経費)

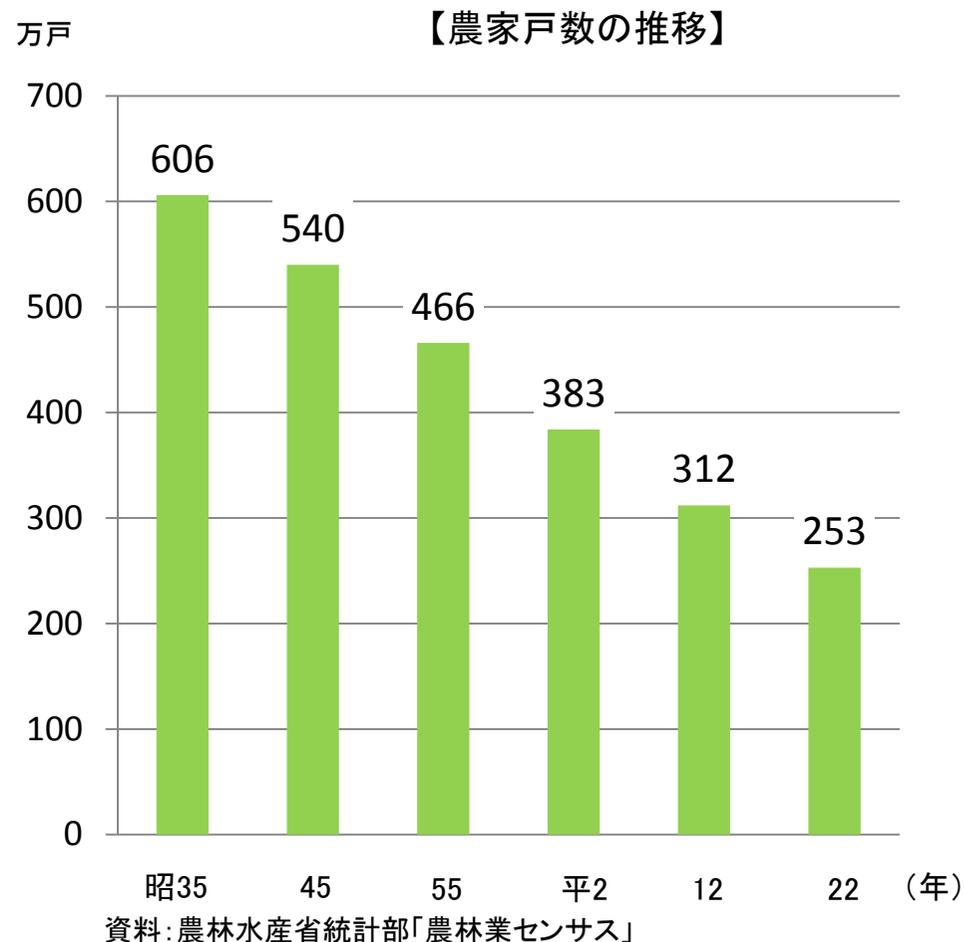
農業所得(農業純生産):農業生産額-中間投入-(固定資本減耗+間接税-経常補助金)。(注:雇用者所得等を含む。)

農林水産業就業者数の推移

- 農林水産業就業者数は年々減少して現在240万人。
- 全農家戸数についても、昭和35年の606万戸から、平成22年の253万戸へと6割減少。



農林水産業就業者数: 「労働力調査」における産業別就業者数のうち、農林業と漁業を足したもの



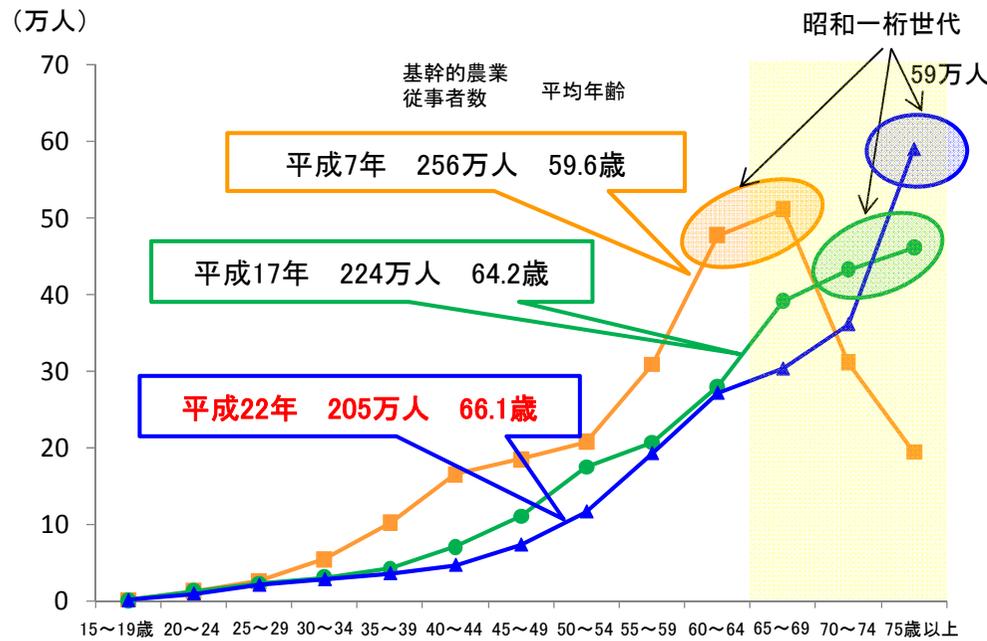
「農家」とは、経営耕地面積が10アール以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

なお、1960年～1985年の農家数については、東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上(1960年は2万円以上、1965年は3万円以上、1975年は7万円以上、1980年及び1985年は10万円以上)の世帯である。

担い手の高齢化

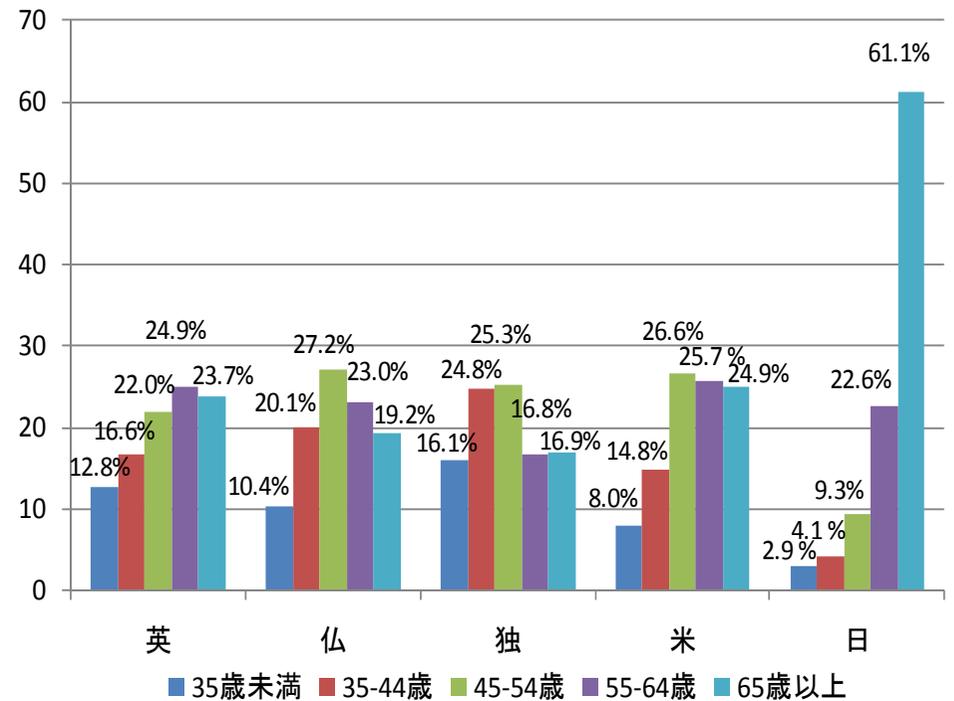
○ 平成22年における基幹的農業従事者数は205万人、平均年齢は66.1歳。

【基幹的農業従事者の年齢構成】



資料：農林水産省「農林業センサス」

【各国の農業従事者の年齢構成】



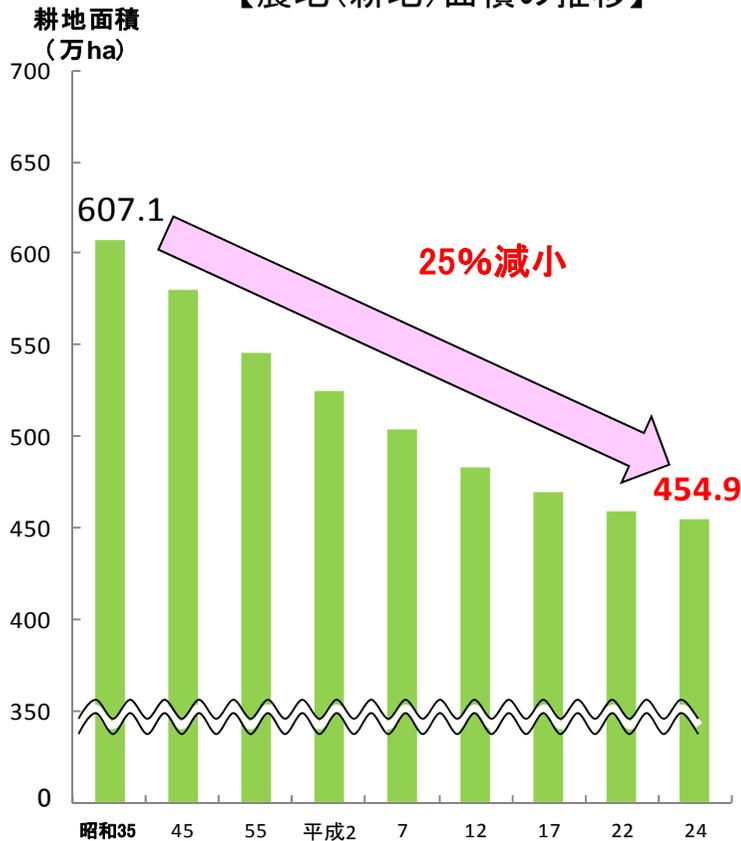
出典：英仏独は、EUROSTAT (2005)：農業に従事した世帯員
 米は、米国農務省「センサス (2007)」：主に従事した世帯員
 日は、農林水産省「2010年世界農林業センサス」：基幹的農業従事者

基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員(農業就業人口)のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

耕地面積と耕作放棄地の推移

- 農地面積は、この50年間で153万ha(約25%)減少(うち拡張103万ha、かい廃256万ha)。
- 一方、耕作放棄地の面積はこの30年間で3.2倍に増加し、平成22年時点で39.6万ha。特に、土地持ち非農家によるものの増加が著しい。

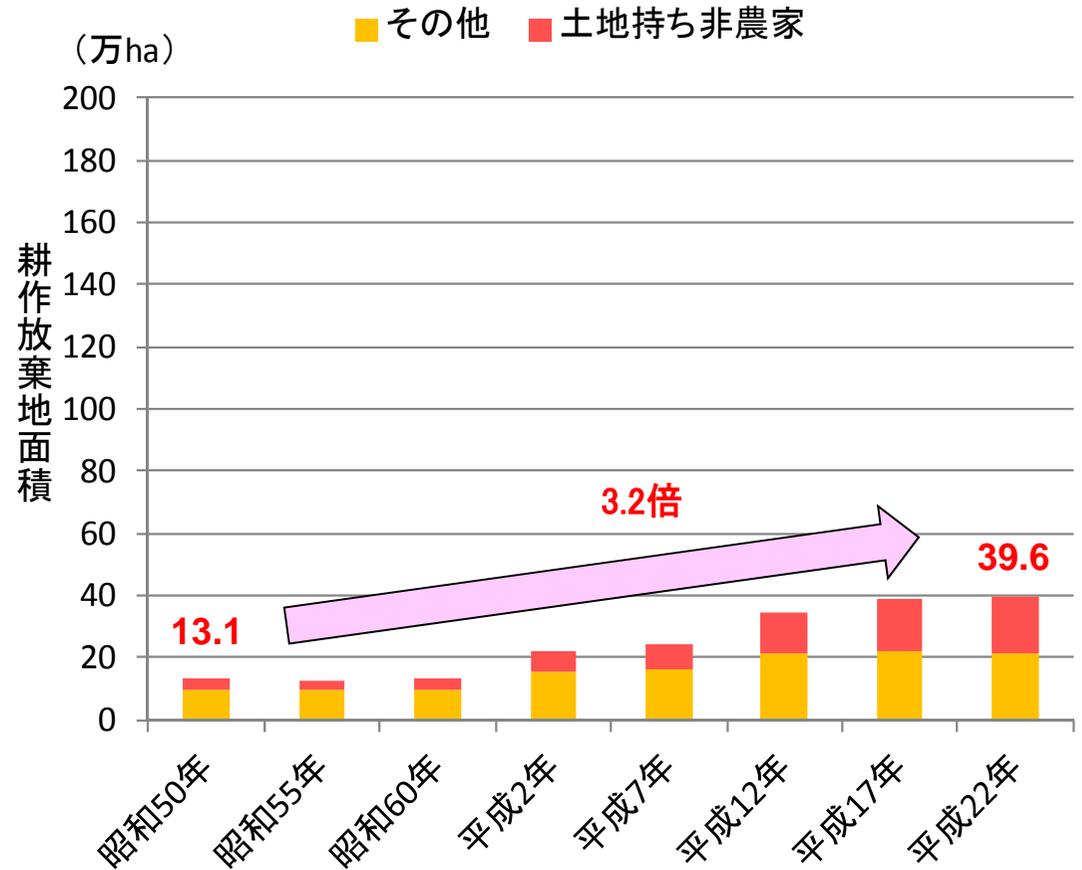
【農地(耕地)面積の推移】



50年間で 拡張 約103万ha
 かい廃 約256万ha
 合計 約153万ha減少 (約25%減)

資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

【耕作放棄地の推移】



資料: 農林水産省「農林業センサス」

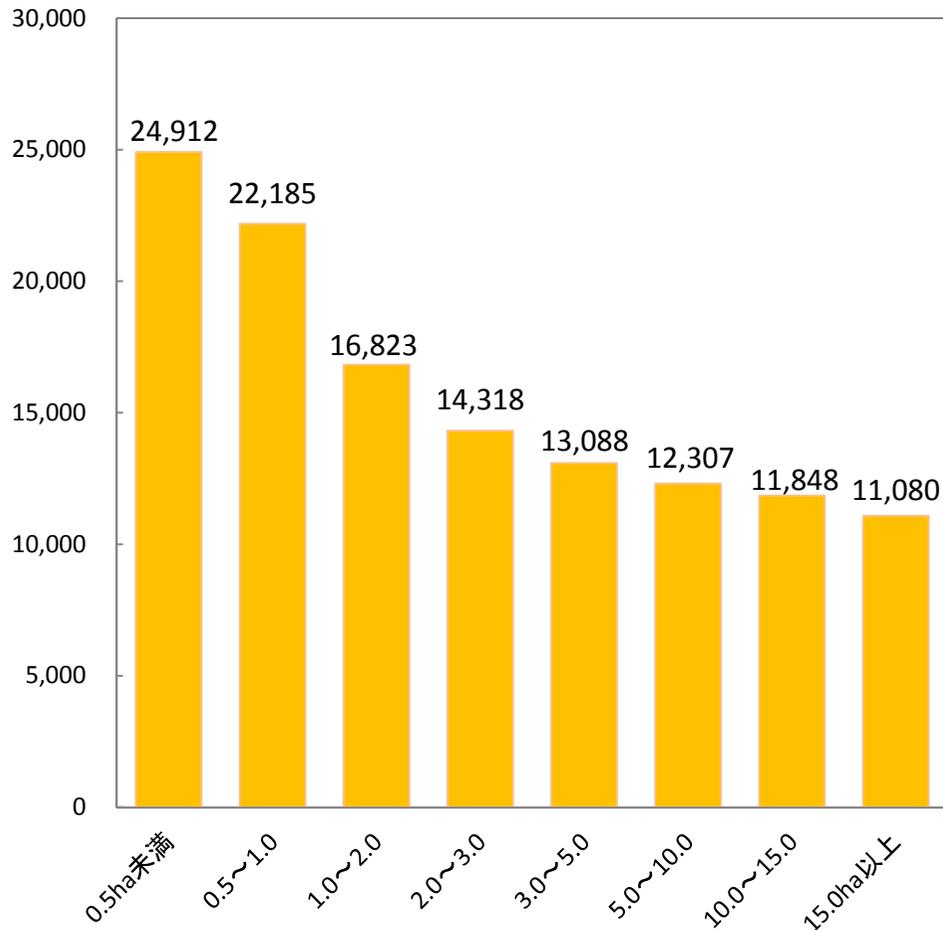
土地持ち非農家: 土地持ち非農家とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

米の作付け規模別の生産コスト

- 生産コストは作付け規模が大きくなるにつれて低減。
- ただし、生産コストは15ha以上の経営体であっても11,080円/60kg。（平成23年産）

【米の生産コスト（全国）】

（円/60 kg）



【米の生産コスト(60kg当たりの構成要素)】

区分	単位	0.5ha未満	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~15.0	15.0ha以上
物 財 費	円	15,188 (100)	13,598 (90)	9,987 (66)	8,226 (54)	7,565 (50)	7,188 (47)	6,724 (44)	6,378 (42)
うち 種 苗 費	"	808 (100)	704 (87)	381 (47)	312 (39)	268 (33)	226 (28)	191 (24)	208 (26)
肥 料 費	"	1,225 (100)	1,224 (100)	1,019 (83)	1,017 (83)	934 (76)	946 (77)	868 (71)	809 (66)
農 業 薬 剤 費	"	1,015 (100)	922 (91)	877 (86)	838 (83)	807 (80)	824 (81)	722 (71)	642 (63)
光 熱 動 力 費	"	547 (100)	540 (99)	526 (96)	492 (90)	501 (92)	501 (92)	477 (87)	436 (80)
賃 借 料 及 び 料 金	"	2,938 (100)	2,356 (80)	1,384 (47)	1,005 (34)	808 (28)	723 (25)	663 (23)	769 (26)
農 機 具 費	"	4,374 (100)	4,492 (103)	3,376 (77)	2,662 (61)	2,564 (59)	2,252 (51)	2,015 (46)	1,957 (45)
労 働 費	"	6,868 (100)	5,862 (85)	4,495 (65)	3,906 (57)	3,347 (49)	3,078 (45)	2,903 (42)	2,395 (35)
そ の 他	"	2,856 (100)	2,725 (95)	2,341 (82)	2,186 (77)	2,176 (76)	2,041 (71)	2,221 (78)	2,307 (81)
生 産 コ ス ト	"	24,912 (100)	22,185 (89)	16,823 (68)	14,318 (57)	13,088 (53)	12,307 (49)	11,848 (48)	11,080 (44)

注：表中の()は、0.5ha未満を100とした指数。

資料：農林水産省「農業経営統計調査 平成23年産 米及び麦類の生産費」

注：生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費

経営耕地面積規模別農家数及び経営部門別の平均経営規模の推移

○ 販売農家数が大きく減少してきた中で、大規模な経営耕地を有する農家が増加。経営部門別では、畜産の規模拡大は進展。

【経営耕地面積規模別農家数及び経営部門別の平均経営規模の推移】

		昭35	40	50	60	平7	12	17	22	24	平成24年／ 昭和35年対比 (倍率)
農家数 (千戸)	全 国	6,056.6 ...	5,664.8 ...	4,953.1 ...	4,376.0 (3,314.9)	3,443.6 (2,651.4)	3,120.2 (2,336.9)	2,848.2 (1,963.4)	2527.9 (1,631.2)	... (1,503.8)	0.4(22/35) (0.5)(24/60)
	北海道 (20ha以上)	0.3	0.7	10.1	14.8	(17.0)	(17.0)	(17.0)	(16.9)	(16.8)	56.0
	都府県 (5ha以上)	1.5	2.4	8.7	19.1	(35.7)	(43.4)	(50.4)	(57.7)	(63.8)	42.5
経営部門別(全国) 平均経営規模	水 稻(a)	55.3	57.5	60.1	60.8	(85.2)	(84.2)	(96.1)	(105.1)	...	1.9 (22/35)
	乳用牛(頭)	2.0	3.4	11.2	25.6	44.0	52.5	59.7	67.8	72.1	36.1
	肉用牛(頭)	1.2	1.3	3.9	8.7	17.5	24.2	30.7	38.9	41.8	34.8
	養 豚(頭)	2.4	5.7	34.4	129.0	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1667.0	694.6
	採卵鶏(羽)	-	27	229	1,037	20,059	28,704	33,549	44,987	48,212	1785.6 (H24/S40)
	ブロイラー(羽)	-	892	7,596	21,400	31,100	35,200	38,600	44,800	...	50.2 (H22/S40)

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」、「畜産物流通統計」

注1：水稻の平成7年以前は水稻を収穫した農家または販売農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稻を作付けした販売農家の数値。

注2：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く。

注3：農家数、水稻について、()内の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値、それ以外は農家（経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯）の数値である。

注4：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値である。

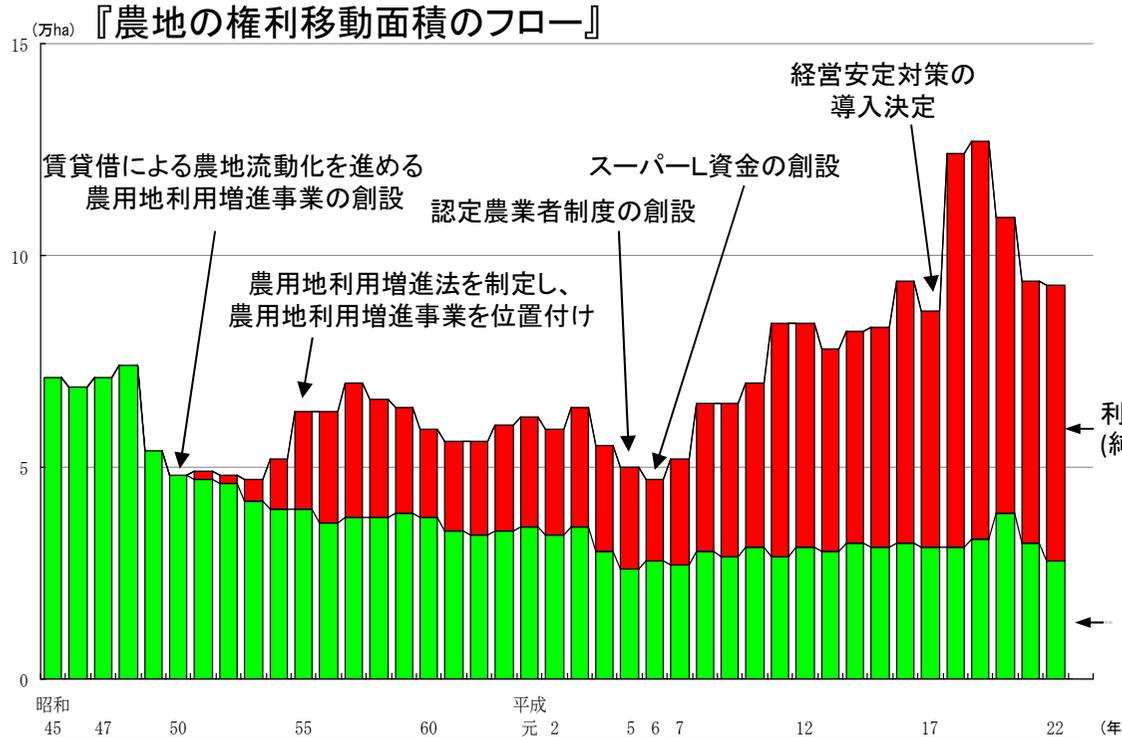
注5：ブロイラーの平成22年は21年の数値である。

既に農業構造はかなり変化している

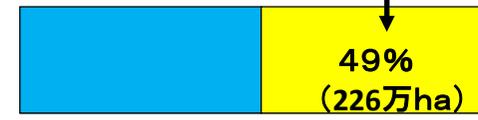
大規模経営体への農地集積

○ 農地流動化は、毎年、着実に進展

○ その結果、担い手の利用面積は、農地面積全体の約半分をカバー



担い手の利用面積シェア



○ また、既に20ha以上の経営体が土地利用型の農地の3割をカバー

20ha以上の経営体が耕作する面積シェア



(経営体数シェアは2%)

法人経営体の増大と大規模化

- 法人経営体数は、この10年で2倍になり、12,500 (売上1億円以上層が24%)
- 20ha以上の法人経営体は22%、法人経営全体の農地面積の80%
- 法人経営体の雇用者数 約14万人

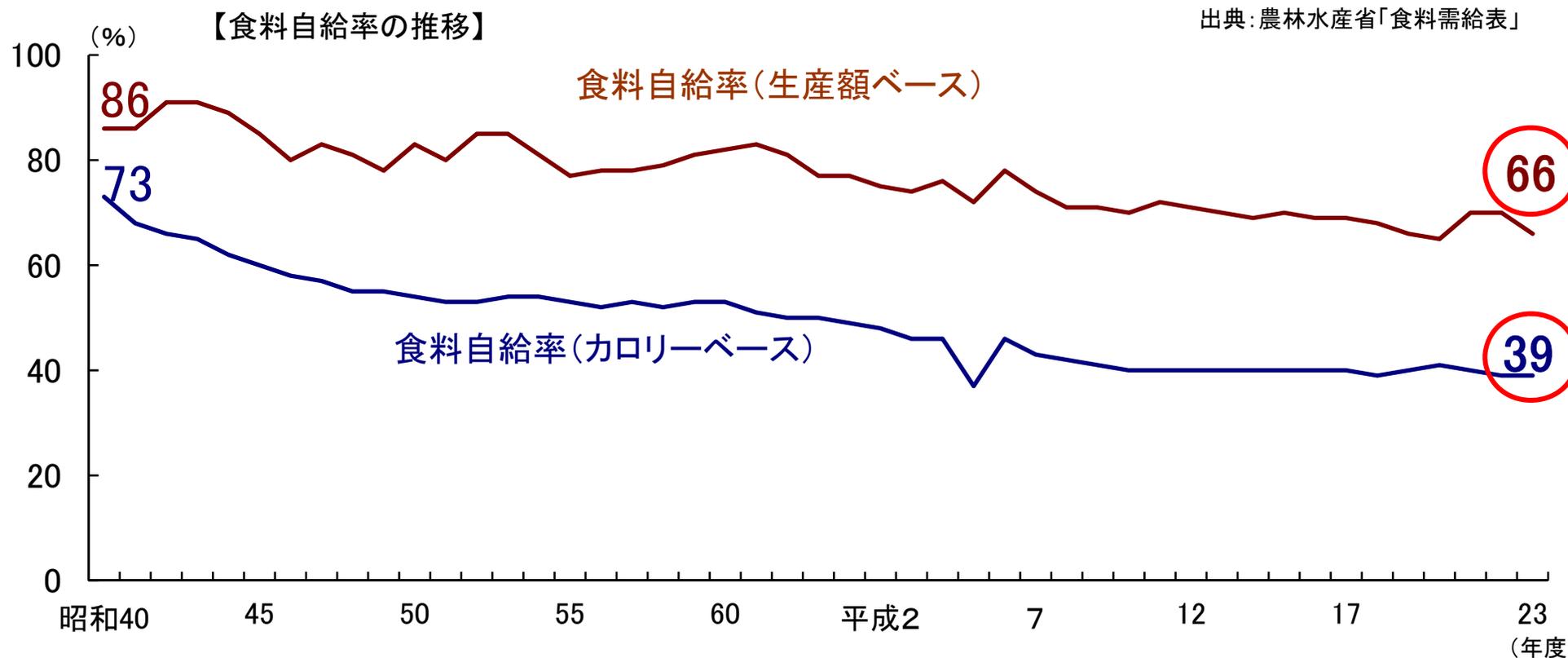
家族経営体の大規模化

- 5ha以上層が家族経営全体の農地面積の45%をカバー
- ある程度の規模になると法人化

※担い手の利用面積とは、認定農業者(特定農業法人を含む)、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体(平成15年度から)、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農(平成17年度から)が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業)により経営する面積。

食料自給率の低下

○ 我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、平成23年度にはカロリーベースで39%、生産額ベースで66%。この水準は諸外国と比べても低位。



【諸外国との食料自給率の比較(カロリーベース)】

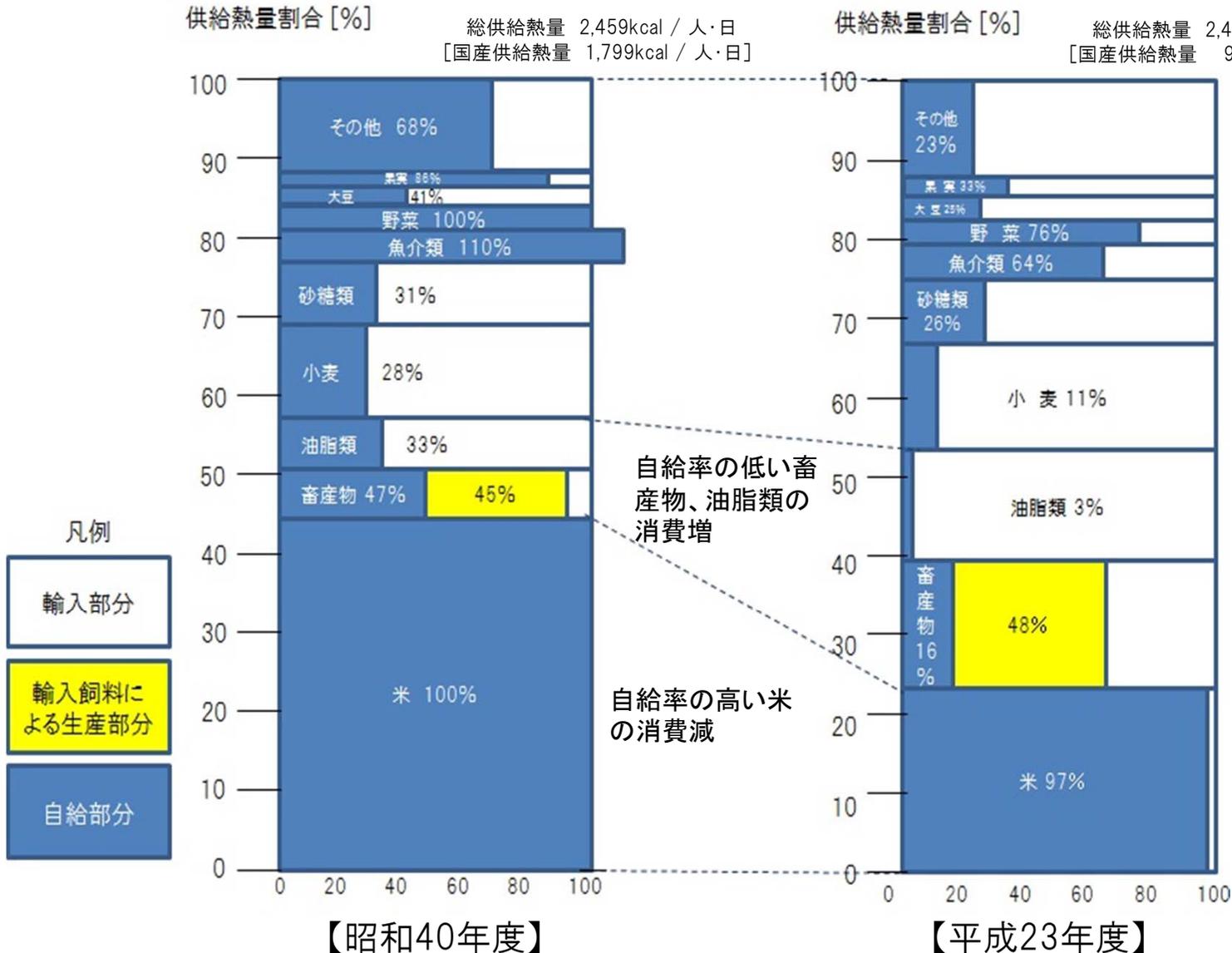
(単位：%)

国名	カナダ	豪州	米国	フランス	ドイツ	イギリス	イタリア	スイス	韓国	日本
自給率	223	187	130	121	93	65	59	56	50	39

※日本は2011年度概算値。その他の国は2009年時点における試算値(農林水産省「食料需給表」)

食料消費構造の変化と食料自給率の変化

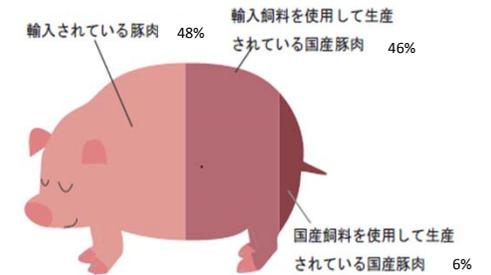
○ 自給率の高い米などが消費量減の一方、自給率の低い畜産物や油脂類などの消費量増が主な原因となつて、食料自給率の低下につながっている。



[参考]畜産物の生産に要する飼料について

- ①国産飼料で肥育
→畜産物も自給部分として自給率に寄与。
- ②外国産(輸入)飼料で肥育
→輸入飼料由来の畜産物生産になるため、畜産物を「自給」したとは言えず、自給率に寄与しない。

<豚肉の例>



飼料自給率が、畜産物の自給率に影響

(参考)飼料自給率の推移
55%(昭和40年) → 26%(平成23年)

(参考)一人当たりの食事の内容と食料消費量の変化

ごはん

牛肉料理

牛乳

植物油

野菜

果実

魚介類

昭和40年度



1日5杯



月1回



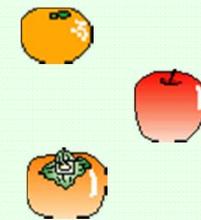
週に2本



年に3本



1日300g程度



1日80g程度



1日80g程度

平成23年度



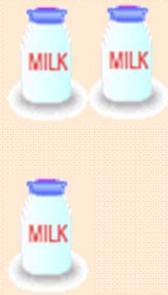
1日3杯

〔自給可能〕



月3回

〔飼料は輸入〕



週に3本

〔原料は輸入〕



年に8本



1日250g程度



1日100g程度



1日80g程度

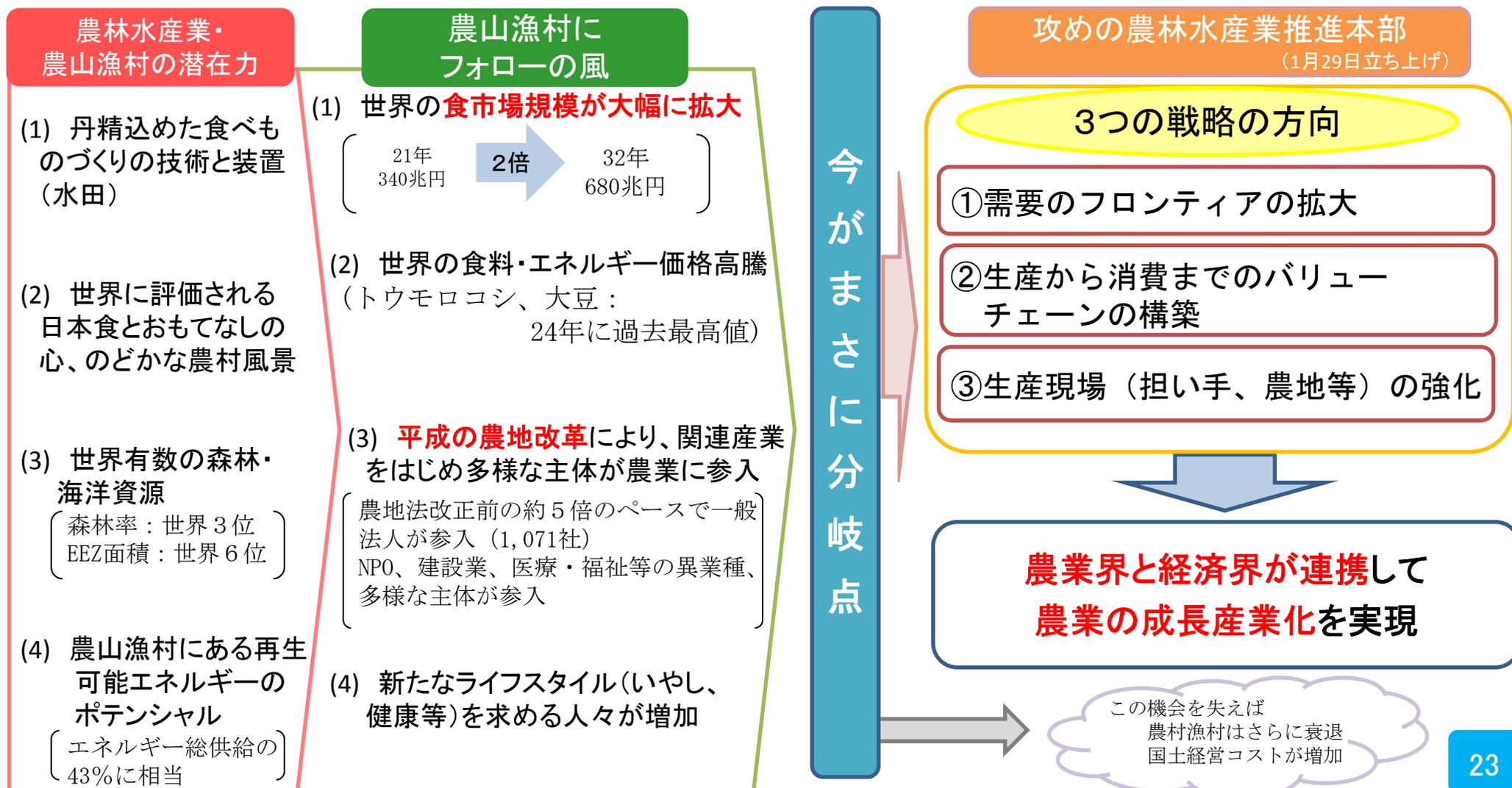
〔加工品の輸入が増加〕

Ⅱ 今後の農業政策の展開方向（攻めの農林水産業）

「攻めの農林水産業」の展開

今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用。

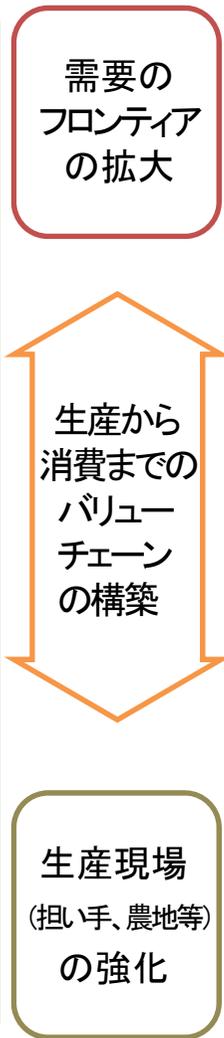
「攻めの農林水産業」を展開し、農林水産業を産業として強くしていく取組と、多面的機能の発揮を図る取組の両者を車の両輪として、一体的に進める必要。



これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況

これまで、①需要サイド、②供給サイド、③需要と供給をつなぐ、という3つの観点から、農林水産省内の「攻めの農林水産業推進本部」で把握した先進事例（現場の宝）を全国展開するための施策の具体化を進めてきたところ。

「攻めの農林水産業」3つの戦略の方向
（2月18日第2回産業競争力会議で提示）



「184の先進事例（現場の宝）の具体化の方向を検討」
（4月23日第7回産業競争力会議で提示）

【日本再興戦略 -JAPAN is BACK-】(6月14日)

【需要サイドの取組】

- 輸出促進等による需要の拡大
 - ・日本の食の海外展開に向けた「F・B・I」戦略
 - ・機能性の活用等の新たなニーズへの対応

【需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築】

- 6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等
 - ・農林漁業成長産業化ファンドの本格展開
 - ・医食農連携等、多様な業種との連携
 - ・強みのある農林水産物づくり
 - ・科学技術イノベーションの活用

【供給サイドの取組】

- 農地を最大限効率的に活用するなど、生産現場を強化
 - ・担い手への農地集積・集約化
 - ・耕作放棄地の発生防止・解消

【林業】

- ・新たな木材需要の創出と国産材の安定供給体制の構築

【水産業】

- ・水産物の消費・輸出拡大、持続可能な養殖の推進

官邸に「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、
 具体策の検討を開始
（5月21日）

【総理指示】

農林水産業を若者に魅力ある産業に

日本の農山漁村、ふるさとを守る

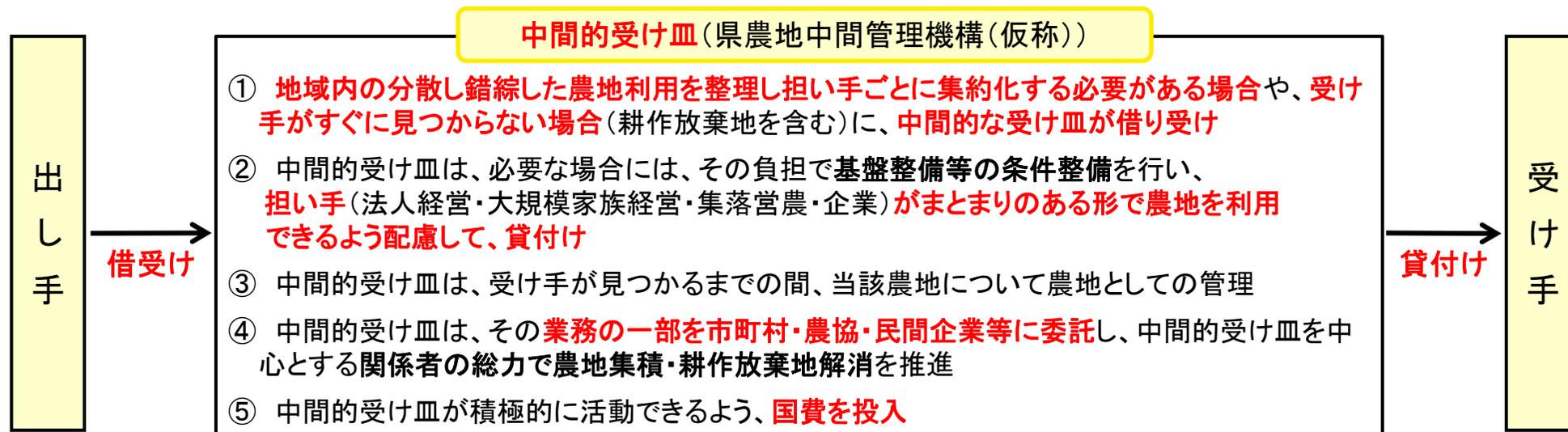
・医食農連携、ICTの活用といった新たな視点

・現場や地域の声にしっかり耳を傾ける

①生産現場の強化

担い手への農地集積・集約化等

①農地の中間的受け皿(県農地中間管理機構(仮称))の整備・活用(法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)



②耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定。

③生産性向上に結び付く農地集積をサポートするための農地整備や農業水利施設の整備を推進

目標

今後10年間で、全農地面積の8割が担い手によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする。

(参考)平成の農地改革(21年農地法改正)の概要

所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築

- 農地の所有者等に適正・効率的な利用の責務を法定

農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化

- 出し手を代理して受け手を探し契約する組織(市町村公社等の農地利用集積円滑化団体)を整備
- 遊休農地について、所有者不明の場合は公告手続、指導・勧告等の手続を経て、裁定により強制的に利用権設定

一般企業の農業への参入

リース方式

- **参入の全面自由化**
 - ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
 - ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況
- リース期間も最長50年に延長

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和
- | | |
|------------|--------------|
| 農業者等以外の出資者 | |
| ・1出資者当たり | → 廃止 |
| 1/10以下に制限 | |
| ・トータルで | → 加工業者等については |
| 1/4以下に制限 | 1/2未満まで緩和 |

〔実績〕

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

〔実績〕

- 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%
- その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

(参考) 農地流動化のための組織の実績

- 平成21年改正で農地利用集積円滑化団体を整備し、実績も増加してはいるものの、受け手が見つからない場合は機能しないため、限界あり。
- 農地流動化を加速するには、受け皿の整備が不可欠。

農地利用集積円滑化団体(H22~)

役割

- 農地の出し手の代理人として、受け手を探し、契約を結ぶ市町村段階の団体

組織数

- 1,740団体
(市町村:3割、市町村公社:1割、農協:5割)

実績

H22 : 18,102ha
H23 : 32,049ha

農地保有合理化法人(S45~)

役割

- 農地の中間的受け皿となる県段階の団体

組織数

- 47法人(各都道府県農業公社)

実績

H15	11,524ha
H17	9,922ha
H20	13,097ha
H21	12,505ha
H22	7,947ha
H23	8,027ha

- ・ 離農農家等からの買入れ(所有権取得)が主眼
- ・ 多くの農家は所有権移転に消極的
- ・ 農地保有合理化法人も購入資金の制約、売却できない場合のリスクから消極的
- ・ 財政的支援が十分でない(12億円程度)ことから活動に限界

② 需要フロンティアの拡大

【現状等】

- 日本の農林水産物・食品の輸出額は、現在、約4,500億円(2012年)。

日本の食の海外展開「F・B・I」戦略

Made From Japan : 日本食材が世界を席巻

※ 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化、中華料理の高級食材として輸出されるホタテ

連携

Made By Japan : 日本の「食文化・食産業」の海外展開

Made In Japan : 国別・品目別輸出戦略を策定し、日本食を特徴づけるコンテンツの輸出拡大

国別・品目別戦略(案)のイメージ(輸出上位品目抜粋)

2012年	特徴的戦略	重点品目	重点国・地域	2020年
水産物 1,700億円	ブランディング、品質管理体制の確立、迅速な衛生証明書発給体制の構築	ブリ、サバ、ファストフィッシュ、ホタテ、サケ 等	東南アジア、EU、アフリカ 等	3,500億円
加工食品 1,300億円	Made Byの取組に伴う日本からの原料調達増加、「出せる市場に出す」から「出したい市場に出す」へ	みそ・しょうゆ等の調味料、菓子類、清涼飲料水、健康食品、レトルト食品	EU、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム、インド 等	5,000億円
コメ・コメ加工品 130億円	現地での精米や炊飯ロボットと組み合わせた外食販売、日本酒等コメ加工品の重点化	米、米菓、パックご飯、日本酒	香港、シンガポール、豪州、EU、米国、インド、ブラジル 等	600億円
青果物 80億円	台湾に加え、東南アジア等新規市場の戦略的な開拓、市場の活用等周年供給の確立	りんご、柑橘類、いちご、なかしも、かんしょ	台湾、東南アジア	250億円
牛肉 50億円	マーケットの大きい欧米における重点的なプロモーション、多様な部位の販売促進、焼肉等の日本の食文化と一体的なプロモーション	牛肉	米国、EU、香港、シンガポール	250億円

※ 他に林産物、花き、茶について重点品目として戦略案を策定。

※ この戦略案は、今後、地域ブロックごとの意見交換等の場で、現場からの意見を吸い上げた上で、ブラッシュアップを行う。

成果目標

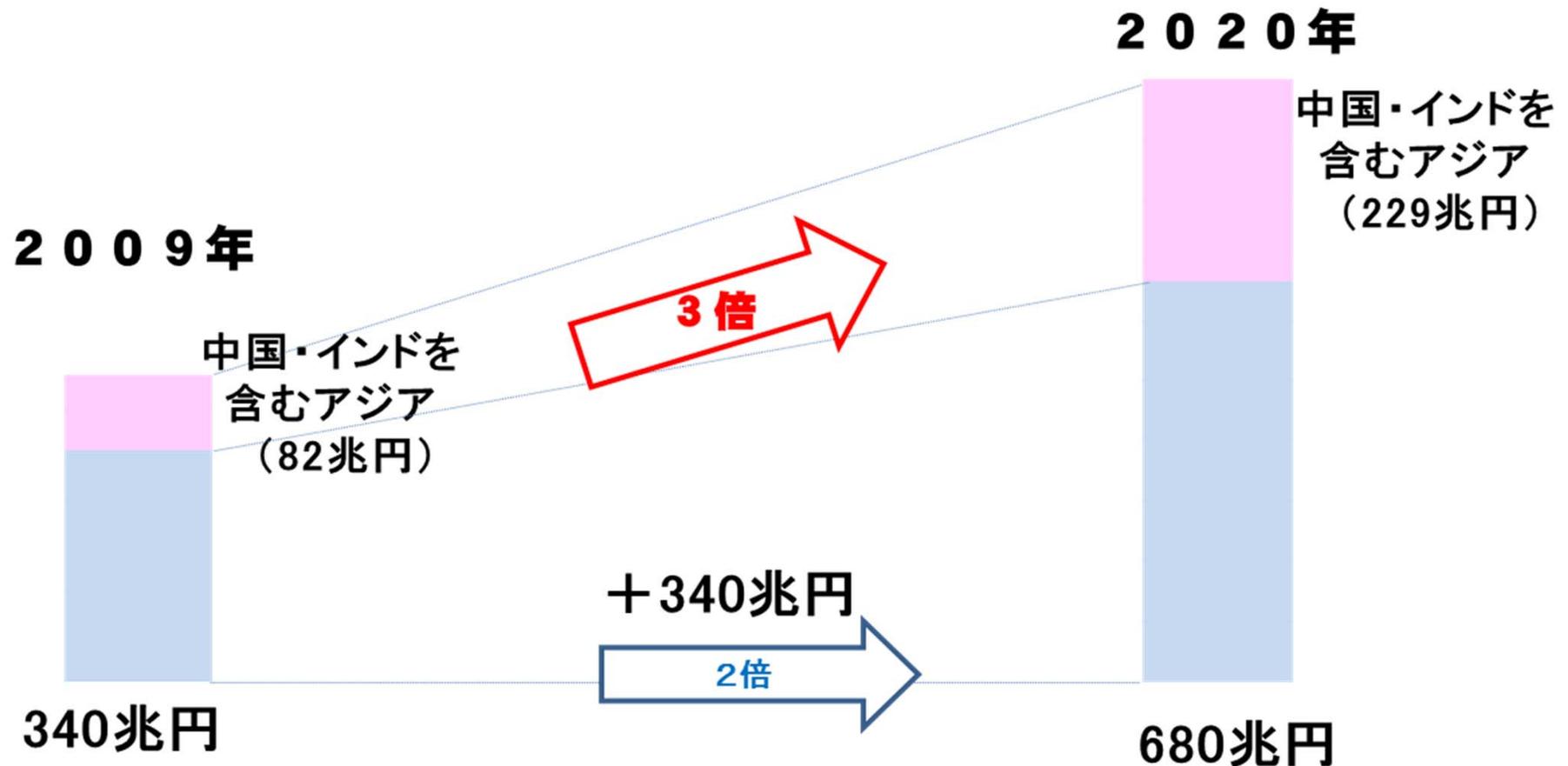
2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする。

国内需要の拡大

- 国産農林水産物の利用拡大に向けたモデル地域づくりと新たな仕組みの検討
- 学校給食等における消費拡大、食育の推進(学校教育との連携、企業との連携等)

(参考)世界の食の市場規模(加工+外食)

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、229兆円へと約3倍増。



資料: ATカーニー社の推計を基に農林水産省作成

注1: 2009年為替平均値である1ドル94.6円で換算

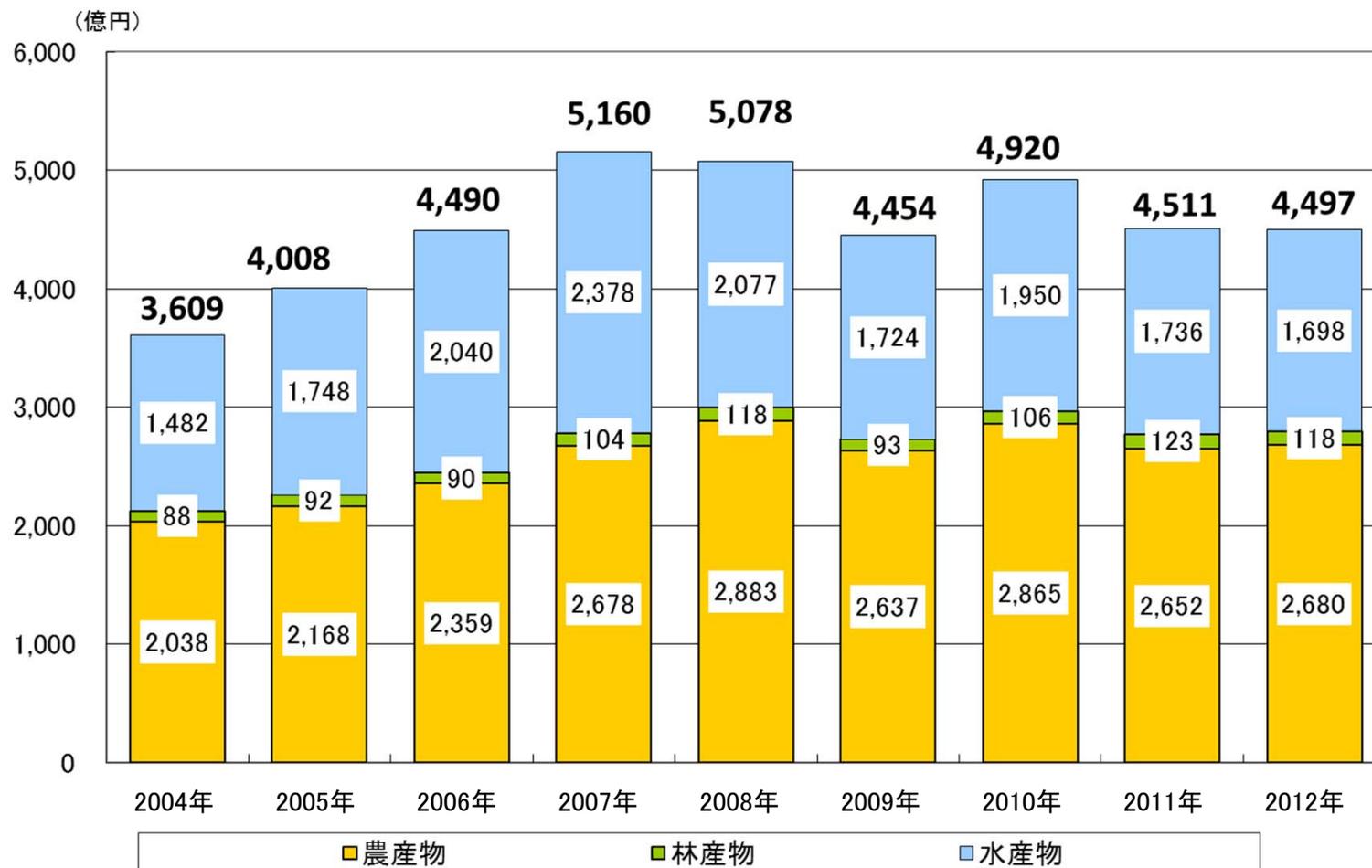
2: 中国・インドを含むアジアとは、中国、香港、韓国、インド、ASEAN諸国の合計

3: 市場規模に日本は含まない(日本は、58兆円(2009年)から67兆円(2020年)へと約1.2倍に拡大)

(参考) 農林水産物・食品の輸出額の推移

○ 最近の輸出は、景気の影響を受けつつも増加傾向を示してきたが、円高や原発事故の影響等により大きな落ち込み。

○我が国の農林水産物・食品の輸出額



資料: 財務省「貿易統計」を基に農林水産省が作成

③ バリューチェーンの構築(6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等)

【現状等】

- 農業と食料関連産業の生産額は約95兆円(2009年度)にのぼり、全産業の11%。
- 6次産業の市場規模は、現在、1兆円。

6次産業化

- 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開(いわば「儲かる農業開拓ファンド」)

※ 現在までに21のサブファンドへの出資を決定

医食農連携など多様な業種との連携強化

- **健康に着目した農林水産物・食品の市場拡大による健康長寿社会の実現**
 - ・ 食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、都市別の食習慣と健康の関連性の調査、介護食品等機能性の高い食品の市場環境整備、薬用作物の国内振興と国産化のニーズに応えた産地形成、社会福祉法人等の農地を活用した研修・授産の促進
- **福祉、教育、観光等との連携を通じた地域の活力の創造(都市と農村の交流等)**
- **地域の木質バイオマス、ICT等の利用等による次世代施設園芸(植物工場)の検討**
 - ・ 施設園芸の化石エネルギー依存体質からの脱却、施設園芸の団地化と植物工場等の導入による大規模化・省エネ化

「強み」のある農林水産物づくり

- 我が国の農業の強みを活かすための**新品種・新技術の開発・保護・普及方針の策定等**に取り組む

- ・ 育成者権による保護と商標権による保護の組み合わせ等

福岡県 ラー麦
(ラーメン用小麦)



山形県 つや姫
(コメ)



再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築
- バイオマスを活用した産業化とエネルギーの導入を推進

成果目標

2020年に6次産業の市場規模を10兆円とする。

(参考) 農林漁業・農山漁村から日本を元気に

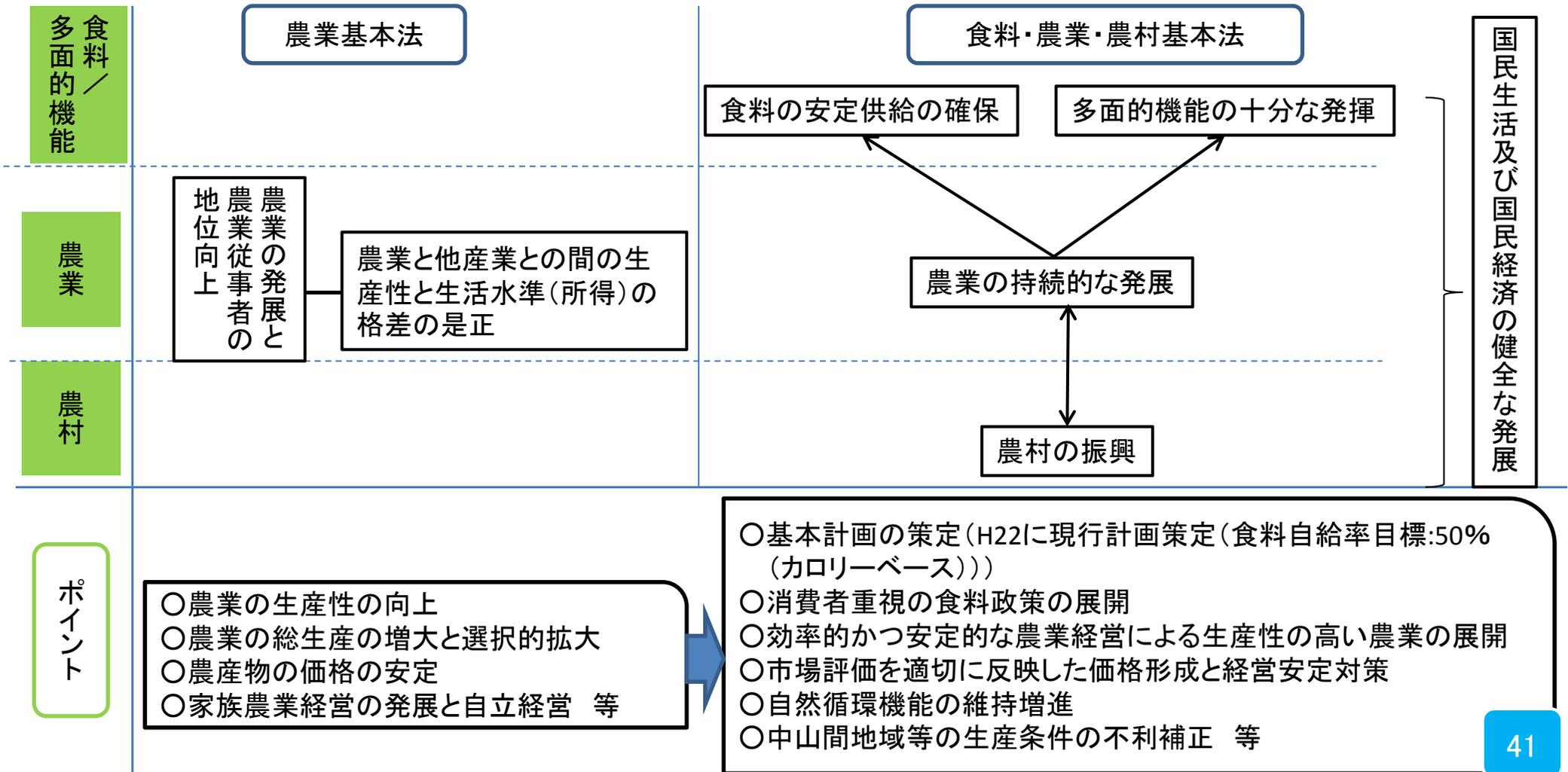
- 農山漁村は、農林水産物をはじめバイオマス、土地、水など様々な地域資源を豊富に有し、今後の経済成長へ向けた希少資源として、わが国の最大の強みのひとつ。
- しかし、1次産業と2次・3次産業の価値連鎖を結合する仕組みの弱さゆえ、そのポテンシャルが活かされていない状況。
- 農林漁業者と他産業との新たな連携を構築し、生産・加工・販売・観光等が一体化したアグリビジネスの展開や、先端技術を活用した新産業の育成、再生可能エネルギーの導入等により、農山漁村にイノベーションを起こし、農林漁業を成長産業化する必要。これにより、日本を元気にする。



〔参考〕これまでの農政の歩み等

食料・農業・農村基本法について

- 平成11年7月、農業基本法（昭和36年制定）に代え、新たに食料・農業・農村基本法を制定。
- 旧基本法が、農業と他産業との間の生産性と生活水準の格差の是正を目指したものであったのに対し、新基本法は、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的な機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、国民全体の視点から、食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を明示。

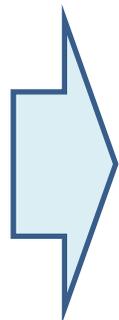


(参考) 農地集積の加速化、担い手の確保(「人・農地プラン」の作成)

- 全国各地で、農業従事者の高齢化が進行し、地域農業の5年、10年後の将来を担う後継者の確保や、担い手への農地の集約が問題となっている。
- こうした各地域における「人」と「農地」の問題を解決するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、「人・農地プラン」の作成を推進している。
- 平成25年度は、人・農地プラン作成に向けた本格的推進の二年度目。

<人・農地プランで定める内容>

- ① 今後の中心となる経営体はどこか、
- ② 中心となる経営体へどのように農地を集約するか
- ③ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生產品目、経営の複合化等)



<人・農地プラン作成によるメリット>

- 人・農地プランに位置づけられた経営体・農業者は、
- ① 青年就農給付金(経営開始型)
(原則45歳未満で独立・自営就農する者が対象)
 - ② 農地集積協力金
(中心となる経営体に農地を提供する者が対象)
 - ③ スーパーL資金の貸付当初5年間無利子化
(認定農業者が対象)
- 等の支援を受けることが可能になる。



(参考)新規就農・経営継承対策の全体像

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農 (※)	
所得の確保 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保 ①+②+③ 合計で 233億円 ・青年就農給付金 175億円 ・農の雇用事業 58億円	青年就農給付金(準備型) ① ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付 ○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還	法人正職員として最低賃金以上を確保 法人側に対して農の雇用事業 ③ 1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 2)法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間)	青年就農給付金(経営開始型)② ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付 ○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない ※親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象	
技術の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成		就農支援資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーL資金
機械・施設の導入 (経営の複合化、多角化等に必要な物を含む)			経営体育成支援事業	
農地の確保 就農相談	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。		農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保	

が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容